

神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則の概要

1 制定の趣旨

令和3年6月4日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」が公布され、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に対し、改善更生の状況その他その後の事情により再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定され、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定めることとされた。

これを受け、令和4年3月18日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）」が公布され、委員の任命及び任期並びに審査会の代表、定足数及び議決方法について規定され、その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めることとされた。

令和4年3月18日付け3文科教第1380号文部科学省総合教育政策局長通知「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の公布について」に、審査会による「再授与審査が行われるのは定常的には令和7年度以降となる」とあるため、この度、神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則（以下「県規則」という。）を制定するものである。

2 制定の内容

(1) 趣旨に係る規定（第1条）	規則で定める事項
(2) 組織に係る規定（第2条）	委員の数
(3) 委員に係る規定（第3条）	委員の構成、守秘義務
(4) 会議に係る規定（第4条）	招集権者
(5) 委員の除斥に係る規定（第5条）	利害関係を有する委員の除斥
(6) 会議の非公開に係る規定（第6条）	会議の非公開
(7) 委員でない者の出席に係る規定（第7条）	委員以外の者への意見聴取
(8) 庶務に係る規定（第8条）	庶務を処理する部署
(9) 会長への委任に係る規定（第9条）	会長への委任

3 施行期日

公布の日

4 参考

省令において定められている内容及び県規則において定める内容は、次のとおり。

(1) 組織に関すること

	内 容	省 令	県規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年（再任可）	○	
委員の数	5人以内		○
委員の構成	・児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等） ・その他教育委員会が適当と認める者		○
委員の服務	守秘義務		○

(2) 運営に関すること

	内 容	省 令	県規則
会の代表	会長（委員の互選により選任）	○	
会の招集	会長		○
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
議決方法	出席委員の過半数で議決（可否同数のときは、会長が決定） ただし、再授与を可とする場合は、原則として出席委員の全員一致（議論を尽くしても一致しないときは、出席委員の過半数の同意）	○	
委員の除斥	議事と利害関係を有する委員は参与不可		○
会議の公開	非公開		○
参考人	委員以外の者への意見聴取可		○
会の庶務	庶務を処理する部署		○
会長への委任	規則に定めるもののほかは、会長が審査会に諮って定める		○